

## 調査票の作成をしていただくためのご案内

調査票の作成にあたり以下の内容について記載しております。適宜ご確認いただき、作成をお願いいたします。なお不明な点がございましたら介護高齢課介護認定係までお問い合わせください。

1. 調査票入力様式（ワード）の使い方
2. 特記事項を記入する時に気を付けていただきたいこと（審査会の意見も含む）
3. 審査会委員から調査員に向けたお願い

### 1. 調査票入力様式（ワード）の使い方

- ①概況用、特記事項用をダウンロードします。
- ②余白等の設定は変えずに入力します。
- ③送付した用紙に印刷します。
- ④概況や特記事項以外は手書きで記入します

※印刷後に訂正したい場合は「＝」線ではなく修正テープで消し、その上に修正内容を記載してください。

### 2. 特記事項を記入する時に気を付けていただきたいこと

○個人が特定されるような内容は控える。

例：住所（地名）、病院名・施設名、氏名

記入例：市内病院やA病院

○頻度の書き方

- ・週に○回、月に○回の表記のほうがわかりやすい
- ・幅広い解釈ができる表現は避ける。例「少しは」、「ちょっと」等

### 3. 審査会委員から調査員に向けたお願い

○特記事項は、原則すべての項目に特記事項の記入にご協力をお願いします。

4群は「なし」の項目は省いて、該当する項目のみご記入ください。安中市審査会では「できる」、「介助なし」等の特記事項も踏まえて話し合うことを重視しているためです。

○審査会の意見

関連のある項目に矛盾がないように作成をお願いします。例えば 1-6～9 と 2-1,2 や 2-5.6 と 2-11 等に矛盾がみられることもあります。